

預かり保育料の減免措置(制度)について

豊島区立幼稚園に在籍する幼児の保護者の所得が非課税の場合、徴収する預かり保育料を免除する制度があります。

減免の認定は、区市町村民税課税額等に基づき審査を行い、審査結果を後日お知らせします。

1. 対象世帯及び減免額

下表ABCのいずれかに該当する方

対象世帯		預かり保育料 減免額
A	区市町村民税非課税世帯	実績額
B	区市町村民税所得割非課税世帯	
C	施設等利用給付認定者 ※別途申請が必要です	

2. 減免額の算定

入園決定時と毎年8月(9月以降分)に審査を行い、減免が認定された方にお知らせします。

4月分～8月分は、前年度の区市町村民税で計算します。

9月分～3月分は、その年度の区市町村民税で計算します。

3. 留意事項

- (1) 世帯の中に所得のある方が複数いる場合は、区市町村民税所得割課税額を合算します。園児が父母以外の親族(祖父母等)に扶養されている場合は、その方の課税額も合算となります。
- (2) 生計を一にする父親などが単身赴任等の場合は、同居・別居にかかわらず同一世帯として取り扱います。
- (3) 区市町村民税所得割課税額は、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除、寄付金控除の適用前の額です。

4. その他の理由による減免

以下に該当する場合、減免申請が可能です。別途申請手続きが必要となりますので、庶務課教育施策推進グループまでお問合せください。

- ① 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けることとなったとき
- ② 火災その他の災害による被害を受け、生活が困窮しているとき 等